

令和7年度滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰 募集要項

滋賀県では、県民の皆さんに対し、ライフスタイルを見直し、プラスチック代替製品の利用、マイボトルの持参などプラスチックのごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を展開しています。また、多様な主体が連携協力しながら、食品ロス削減の県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を展開しています。

これらのプロジェクトによる取組の一環として、プラスチックごみまたは食品ロスの削減に関して、他者の模範となる優れた取組を行った個人、事業者または団体の功績をたたえるため、「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰」を実施します。

本表彰の選考に当たり、下記のとおり募集します。

記

1 目的

プラスチックごみまたは食品ロスの削減に関する特に優れた取組を行った個人、事業者または団体を表彰することで、取組の内容を水平展開し、プラスチックごみおよび食品ロスの削減の取組の重要性を広く周知することと、一層の実践を促すことを目的とします。

2 被表彰者

県内で活動する個人、事業者または団体であり、プラスチックごみまたは食品ロスの削減に関して、他社の模範となる特に優れた取組を行ったもの。

3 応募対象取組

プラスチックごみまたは食品ロスの削減に寄与する全ての取組が対象となります。

(1) プラスチックごみについて（取組例）

	項目	取組内容
使い捨てプラスチック製品の削減	提供方法	・提供の取りやめ ・提供の有料化 ・使い捨てプラスチック製品の辞退者へのポイントや値引き等の特典付与 ・アメニティ持参の呼びかけ
	製品への工夫	・プラスチック以外の素材、再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用した製品の開発、製造、提供 ・繰り返し使用が可能な製品の開発、製造、提供 ・軽量化した製品の開発、製造、提供 ・個別包装の見直し
販売	販売方法	・量り売りの実施 ・マイボトル等でのドリンクの販売 ・リターナブル容器による商品の販売と容器の回収 ・詰め替え商品の販売促進 ・容器包装の簡素化

回収・リサイクル等	回収	・使用済みプラスチック製品の店頭回収 ・衣類（合成繊維を使用しているもの）の店頭回収 ・回収した使用済みプラスチック製品の再利用・リサイクル
	リサイクル	
その他	その他	・プラスチックごみ削減の啓発活動 ・給水スポットの設置 ・上記以外のプラスチックごみ削減に寄与する取組

(2)食品ロスについて（取組例）

	項目	取組内容
原材料	原材料などの有効活用	・規格外や未利用の農畜水産物を用いた商品開発 ・食品原料や端材、形崩れ品等の無駄のない利用
製造・販売	余剰食品の削減	・製造工程、出荷工程における適正管理、鮮度保持 ・需要予測の高度化や適正受発注の推進 ・賞味期限、消費期限の見直し（期限の長い商品の開発等） ・飲食店等での料理の量の調節や無駄のない食材の確保 ・小売店等での需要に見合った販売の促進（ばら売り・量り売りや予約販売等）
流通・保管	配送・物流	・調達距離（フードマイレージ）の短縮化、地産地消の推進 ・鮮度維持技術の活用や輸送システムの工夫・効率化による食品ロスの削減
消費	消費と有効活用	・未利用品の有効活用（福祉施設等への寄付等） ・災害備蓄品の二次活用
	啓発・教育	・家庭における食品・食材を無駄にしない方法の啓発 ・外食時の食べ切りや持ち帰り等の普及啓発 ・消費期限、賞味期限表示に係る理解促進 ・学校や地域と連携した消費者教育、食育の実践
その他	循環型社会の構築	・フードチェーンの各段階における商慣習見直しによる食品ロスの削減 ・期限切れ食品の活用、循環利用（肥料・飼料化）
	その他	・上記以外の食品ロス削減に寄与する取組

4 応募対象者

次の項目を全て満たすものを対象とします。

- (1)継続的に県内でプラスチックごみまたは食品ロスの削減に寄与する取組を実施したもの
- (2)次のいずれかに該当する個人、事業者または団体
 - ア 県内に住所もしくは勤務先を有する個人
 - イ 県内に本社または事業所（店舗や工場、営業所等）のある事業者（法人・個人の別を問わない。）

ウ 県内に事務所または活動の本拠地を置く団体（団体は、個人や事業者以外のもので、複数人が集まって同じ目的のもと活動している集団とする。例：社団法人、財団法人、NPO 法人、自治会、婦人会、PTA、学級、クラブ、大学のゼミ、サークル等）

(3) 次のいずれにも該当しない個人、事業者または個人

ア 同一の功績について、叙勲・褒章または大臣他の表彰制度による知事表彰を受けたことがあるもの

イ 滋賀県物品関係指名その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中であるもの

ウ その他、刑罰を受けたことがあり、その後相当の期間が経過していない者など、滋賀県がこの表彰にふさわしくないと判断したもの

※自薦・他薦は問いません。また、連名での応募も可能です。

5 応募期間

令和7年6月13日（金）午前8時30分から令和7年9月12日（金）午後5時15分まで

6 応募方法

応募は応募書（別添様式）に必要事項を記入し、「5 応募期間」内に電子メール、FAX、持参または郵送にて「12 担当部署」へ提出してください。なお、持参の場合は土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

※個人情報の取扱いについて

御応募いただいた応募書に記載の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を識別できる情報については、県において適切に管理するとともに、「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰」の実施以外の用途には使用いたしません。

7 被表彰者の選考方法

県が設置する審査会において選考します。なお、選考に関する経緯、経過につきましては公表いたしません。

8 選考基準

項目	具体的事項
創意工夫	自らの創意工夫による取組か
地域連携	他者と連携した取組か、地域に密着した取組か
継続性	取組の継続性はあるか
波及性・普及性	他者の参考となり、波及効果や環境意識の醸成が期待できる取組か
削減効果	プラスチックごみまたは食品ロスの削減に効果的な取組か、CO ₂ の削減や省エネルギーにつながる取組か

9 選考結果の発表

被表彰者へ文書により通知します。また、県ホームページにおいて、被表彰者の氏名（事業者および団体にあっては名称および所在地）および受賞の対象となった取組内容を公表します。

10 表彰方法

表彰式において、滋賀県知事名の賞状および副賞を贈呈します。表彰式は令和8年2月11日（水・祝日）に開催予定であり、サーキュラーエコノミー促進啓発イベントと同時開催とします。なお、被表彰者1名分の会場までの旅費は県が負担します。

11 その他

- (1) 応募内容の確認のため、ヒアリングや活動現場への訪問を行う場合があります。
- (2) 被表彰者の氏名（事業者および団体にあつては名称および所在地）および受賞の対象となった取組内容については、県ホームページで広く公表するとともに、県が主催するイベント等で公開、普及します。
- (3) 被表彰者には広報、PR活動等への御協力をお願いすることがあります。
- (4) 審査結果発表後に重大な法令違反等が明らかになった場合は表彰を取り消す場合があります。

12 担当部署

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 サーキュラーエコノミー推進係（担当：中西）
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3477 FAX：077-528-4845
E-mail：df00530@pref.shiga.lg.jp